

○内閣府令第四十六号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百六十四号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十四条の二第九項及び第十一項、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の四第七項及び第百十四条の七、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百二十九条第三項及び第二百三十条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第三項並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十七条の五第一項、第二十九条第一号（同令第三十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項及び第五十四条第一項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

(公告事項等)

第九十九条 法第二十四条の二第九項の内閣府令で定める事項は、同条第二項の規定により一時保管をした日時、場所及び物件とする。

2 法第二十四条の二第九項に規定する公告は、公告事項(前項に規定する事項をいう。以下この項において同じ。)を、同条第二項の規定により一時保管をした場所を管轄する警察署長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)

と公告事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(警察署長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公告事項が記載された書面を当該警察署の掲示場に掲示し、又は公告事項を当該警察署に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることによつて行うものとする。

一 警察署長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公告事項を当該公告事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(

改正前

(公告事項等)

第九十九条 法第二十四条の二第九項の内閣府令で定める事項は、同条第二項の規定により一時保管をした日時、場所及び物件並びに当該物件の提出者の住所及び氏名とする。

2 法第二十四条の二第九項に規定する公告は、前項に規定する事項を、同条第二項の規定により一時保管をした場所を管轄する警察署の掲示場に掲示して行なうものとする。

「各号を加える。」

昭和三十五年法律第四十八号) 第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。) を使用するもの  
3 前項の公告は、同項の措置を開始した日から起算して十四日間行うものとする。

3 前項の公告は、掲示を始めた日から起算して十四日間行なうものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(道路交通法施行規則の一部改正)

第二条 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(「」で注記した項番号を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(公示による通知)</p> <p>第七條の六の二 法第五十一條の四第七項の内閣府令で定める方法は、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p> <p style="text-align: center;">(公示による納付命令)</p> <p>第七條の七 「1」令第十七條の五第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 納付命令を受ける者</p> <p>二 納付命令の内容</p> <p>三 納付命令の理由</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">「条を加える。」</p> <p style="text-align: center;">(公示納付命令書の様式)</p> <p>第七條の七 「項を加える。」</p>

2|| 前条の規定は、令第十七条の五第一項の内閣府令で定める方法について準用する。この場合において、前条中「同項に規定する公示事項」とあるのは、「次条第一項各号に掲げる事項」と読み替えるものとする。

3|| 令第十七条の五第一項に規定する書面の様式は、別記様式第三の七のとおりとする。

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第十三条 「1|| 第七条の六の二の規定は、令第二十九条第一号（令第三十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める方法について準用する。この場合において、第七条の六の二中「公安委員会」とあるのは「警察署長」と、「同項に規定する公示事項」とあるのは「令第二十八条各号（令第三十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項」と読み替えるものとする。

2|| 令第二十九条第二号（令第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める様式は、別記様式第九のとおりとし、令第三十二条第一項において準用する同号の内閣府令で定める様式は、別記様式第九の二のとおりとする。

(意見の聴取の手続)

第三十条の二の二 第七条の六の二の規定は、令第三十九条第二項の内閣府令で定める方法について準用する。

(聴聞の手続)

第三十条の二の三 「略」

(公示通告)

「項を加える。」

「1|| 令第十七条の五第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第三の七のとおりとする。

(保管工作物等一覧簿等の様式)

第十三条 「項を加える。」

「1|| 令第二十九条第三号（令第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める様式は、別記様式第九のとおりとし、令第三十二条第一項において準用する同号の内閣府令で定める様式は、別記様式第九の二のとおりとする。

「条を加える。」

(聴聞の手続)

第三十条の二の二 「同上」

(公示通告書の様式)

<p>第四十五条 「1」令第五十四条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 反則者</p> <p>二 通告の内容</p> <p>三 通告の理由</p> <p>2 第七条の六の二の規定は、令第五十四条第一項の内閣府令で定める方法について準用する。この場合において、第七条の六の二中「公安委員会」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長」と、「同項に規定する公示事項」とあるのは「第四十五条第一項各号に掲げる事項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 令第五十四条第一項に規定する書面の様式は、別記様式第二十九のとおりとする。</p>	<p>第四十五条 「項を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「1」 令第五十四条第一項の様式は、別記様式第二十九のとおりとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(公示送達の方法)

第二十九条 法第二百二十九条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第五十一条第三項に規定する内閣府令で定める方法は、審査庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と同条第三項に規定する旨(第一号において「公示事項」という。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(審査庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 審査庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

2 前項の規定は、法第二百三十条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法第五十一条第三項に規定する内閣府令で定める方法について準用する。この場合において、前項中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と、「同条第三項」とあるのは「法第二

改正前

「条を加える。」

百三十条第三項において読み替えて準用する行政不服審査法第五  
十一条第三項」と読み替えるものとする。

(死亡の通知)

第三十条 「略」

(死亡の通知)

第二十九条 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

### (経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第百九条の規定は、この府令の施行の日以後にする公告について適用し、同日前にした公告については、なお従前の例による。